

○阿波市地域公共交通会議設置要綱

平成21年9月28日

告示第100号

改正 平成22年4月1日告示第48号

平成23年11月14日告示第78号

平成26年3月26日告示第24号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、阿波市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金に関する事項
- (2) 生活交通の確保に関する事項
- (3) 生活交通に係るバス路線等の再編計画に関する事項
- (4) 生活交通に係る助成制度等に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法及びその他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 市民又は利用者の代表者
- (4) 四国運輸局徳島運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 道路管理者、阿波吉野川警察署、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席をしなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 会議は原則として公開とする。

(議決結果の取扱い)

第7条 委員及びその関係者は、会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は企画総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。

(阿波市生活交通検討委員会設置要綱の廃止)

2 阿波市生活交通検討委員会設置要綱(平成20年阿波市告示第62号)は、廃止する。

附 則(平成22年4月1日告示第48号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月14日告示第78号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月26日告示第24号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。